

県南方部水災害対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るため、県南方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(運営)

第3条 協議会は、別紙-1に定める者で構成する。

- (1) 会長は県南建設事務所長、副会長は県南地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求められることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別紙-2に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長は県南建設事務所企画管理部長、副幹事長は県南地方振興局県民環境部県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、県南建設事務所管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年10月5日から施行する。

別表－1

県南方部水災害対策協議会構成員

構成機関

(関係市町村)
・白河市長 ・西郷村長 ・泉崎村長 ・中島村長 ・矢吹町長 ・棚倉町長 ・矢祭町長 ・塙町長 ・鮫川村長
(消防)
・白河地方広域市町村圏消防本部消防長
(県関係)
・県南建設事務所長（会長） ・県南地方振興局県民環境部長（副会長）

別表－2

県南方部水災害対策協議会幹事会構成員

構成機関

(関係市町村)		
・白河市	道路河川課長	生活防災課長
・西郷村	参事兼総務課長	参事兼建設課長
・泉崎村	住民福祉課長	事業課長
・中島村	住民生活課長	建設課長
・矢吹町	まちづくり推進課長	都市整備課長
・棚倉町	整備課長	住民課長
・矢祭町	町民福祉課長	事業課長
・埴町	生活環境課長	まち整備課長
・鮫川村	総務課長	地域整備課長
(消防)		
・白河地方広域市町村圏消防本部	警防課長	
(県関係)		
・県南建設事務所	主幹兼企画管理部長 (幹事長)	
・県南地方振興局	主幹兼副部長兼県民生活課長 (副幹事長)	
・県南建設事務所	管理課長	
・棚倉土木事務所	業務課長	

県南方部水災害対策協議会設置要綱細則

(「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議に関する細則)

(趣旨)

第1条 この規則は、県南方部水災害対策協議会設置要綱の第2条(協議事項)の(4)「その他目的を達成するために必要な事項」に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」を協議するにあたって必要事項を定めるものとする。

(協議事項)

- 第2条 「水防災意識社会再構築ビジョン」に関する協議事項は、以下のとおりとする。
- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - 三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(アドバイザー)

第3条 「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたっては、県南方部水災害対策協議会設置要綱の第3条(運営)の(2)に基づき出席を求める者は、別表-1のとおりとする。

第4条 「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたっては、県南方部水災害対策協議会設置要綱の第4条(幹事会)の(3)に基づき出席を求める者は、別表-1のとおりとする。

附則

この附則は、平成29年5月31日から施行する。

別表-1

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省関東地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所
気象庁福島地方气象台

県南方部水災害対策協議会設置要綱（改正案）

（目 的）

第 1 条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るものとする。

また、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があることから、多様な関係者が連携して、県南方部における洪水氾濫による被害等を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、県南方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- （1）水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- （2）いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- （3）災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- （4）「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災対策に関する事項

ア 対象河川は、県南方部における指定区間内の一級河川及び二級河川とする。（詳細は、別表－1 のとおり。）

イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

ウ 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

エ 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

オ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

カ 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- （5）その他目的を達成するために必要な事項。

（運 営）

第 3 条 協議会は、別表－2 に定める者で構成する。

- （1）会長は県南建設事務所長、副会長は県南地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- （2）協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求

めることができる。

(3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別表-3に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組、年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長は県南建設事務所企画管理部長、副幹事長は県南地方振興局県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び幹事会において、アドバイザーとして別表-4の機関の職員を招請する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、県南建設事務所管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年10月5日から施行する。
この要綱は、平成29年5月31日から施行する。
この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表-1 協議会の対象河川

阿武隈川	隈戸川	外面川	社川
矢武川	黄金川	藤野川	南湖
泉川	高橋川	谷津田川	堀川
横川	真名子川	千歳川	鳥首川
久慈川	矢祭川	小田川	中川
大内沢川	川上川	那倉川	渡瀬川
赤坂川	西川	稲沢川	近津川
滑川	宮川	小山田川	大草川
根古屋川	桧木川	大竹川	白子川
黒川	鮫川	内ヶ竜川	

計 39河川

別表－2 協議会構成員

県 会 長 副会長	県南建設事務所長 県南地方振興局県民環境部長
市町村	白河市長 西郷村長 泉崎村長 中島村長 矢吹町長 棚倉町長 矢祭町長 埴町長 鮫川村長
消 防	白河地方広域市町村圏消防本部消防長
気象庁	福島地方気象台長

別表－3 幹事会構成員

幹事長 副幹事長	県南建設事務所 主幹兼企画管理部長 県南地方振興局 主幹兼副部長兼県民生活課長 県南建設事務所 管理課長 棚倉土木事務所 業務課長
市町村	白河市道路河川課長、生活防災課長 西郷村参事兼総務課長、参事兼建設課長 泉崎村住民福祉課長、事業課長 中島村住民生活課長、建設課長 矢吹町まちづくり推進課長、都市整備課長 棚倉町整備課長、住民課長 矢祭町町民福祉課長、事業課長 埴町生活環境課長、まち整備課長 鮫川村総務課長、地域整備課長
消 防	白河地方広域市町村圏消防本部警防課長
気象庁	福島地方気象台 防災管理官

別表－4 アドバイザー

国土交通省	東北地方整備局河川部 東北地方整備局福島河川国道事務所 関東地方整備局河川部
-------	--